

第3編のアウトライン

1. 洪水ハザードマップの住民への普及

【総論】

水防法での位置づけ

印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。
インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くこと。

周知、活用の重要性

洪水ハザードマップを住民等に普及させるためには、以下の3方法をあわせて実施することが重要。

洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布
住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態の確立
住民の洪水ハザードマップの理解を深めるための取組み

2. 洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布について

(1).各戸配布

各戸配布におけるポイント

各戸配布の概要：実施目的、実施における効果、実施上の留意点 等

事例紹介

～ は、周知活用方策の各手段に記述する

(2).自治体窓口での配布

3. 住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態の確立について

(1).インターネット利用による洪水ハザードマップの公開

(2).掲示による洪水ハザードマップの公開

(3).様々な施設への洪水ハザードマップの設置

(4).既存配布物を利用した洪水ハザードマップに関する情報提供(電話帳レッドページ、広報誌、新聞等)

4. 住民の洪水ハザードマップの理解を深めるための取組みについて

(1).説明会の開催

(2).マスメディアの利用

(3).防災訓練での活用

(4).学校教育での活用

(5).出前講座での活用